

成年後見関係事件の概況

－平成23年1月～12月－

最高裁判所事務総局家庭局

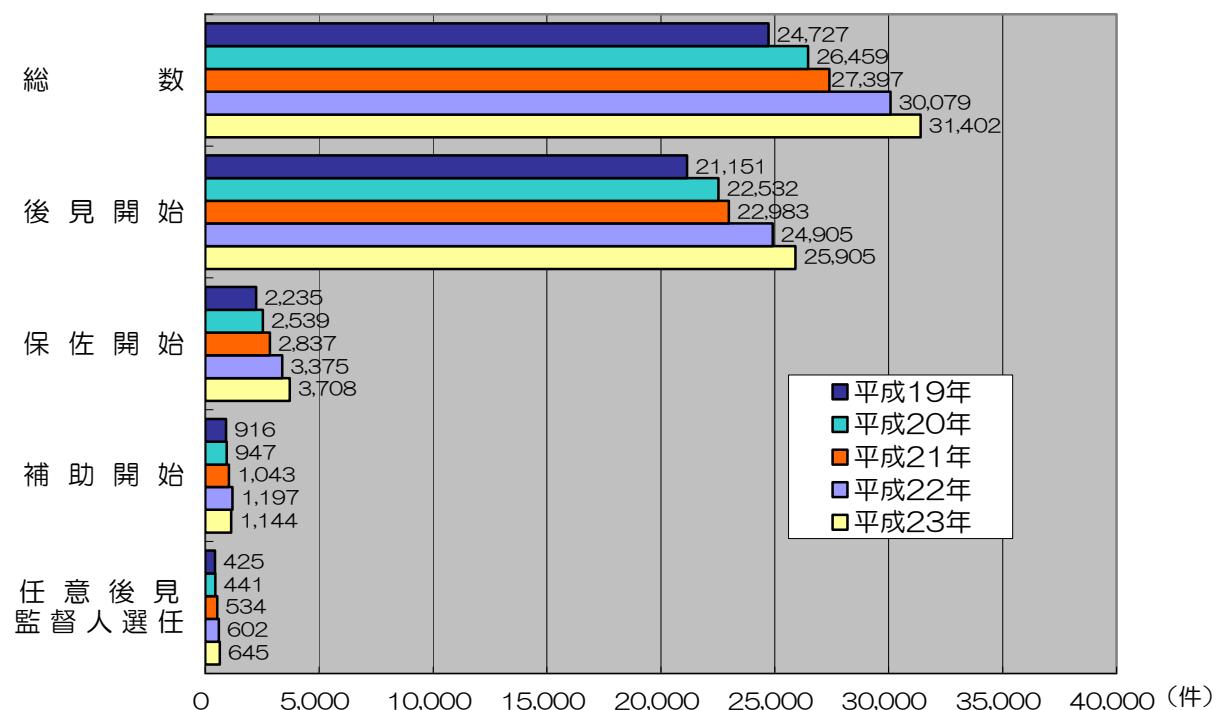
本資料は、平成23年1月から同年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点第二位を四捨五入したものである。

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で31,402件（前年は30,079件）であり、対前年比約4.4%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は25,905件（前年は24,905件）で、対前年比約4.0%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は3,708件（前年は3,375件）で、対前年比約9.9%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,144件（前年は1,197件）で、対前年比約4.4%の減少となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は645件（前年は602件）で、対前年比約7.1%の増加となっている。

（資料1）過去5年における申立件数の推移



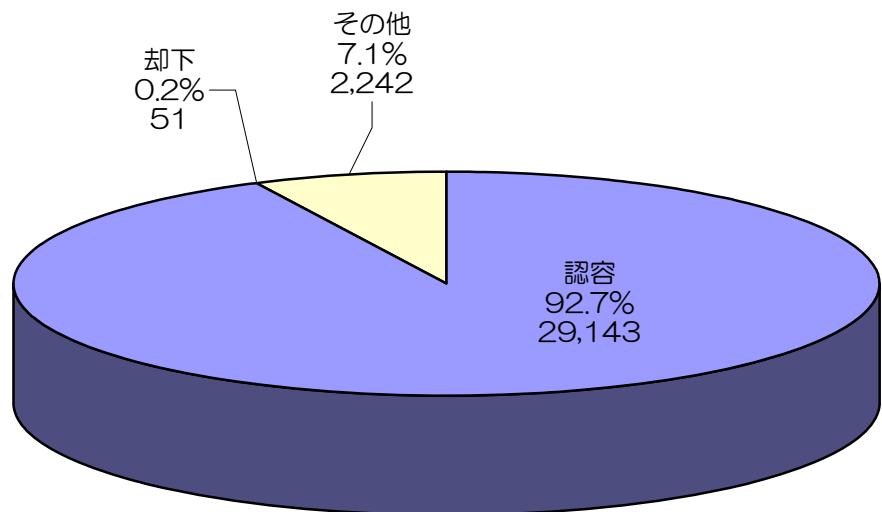
（注）各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計31,436件のうち、認容で終局したものは約92.7%（前年は約92.7%）である。

（資料2） 終局区分別件数

既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任			
	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	
全国	31,436	24,092	32	1,750	3,464	12	303	1,061	4	85	526	3	104



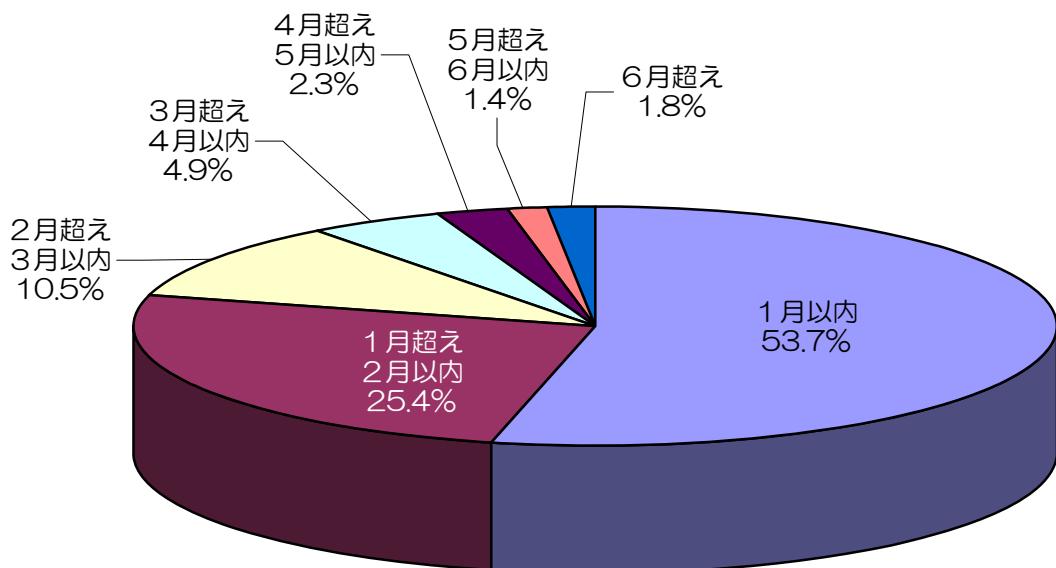
（注1） 平成23年1月から同年12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計31,436件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約79.1%（前年は約75.1%），4か月以内に終局したものが全体の約94.5%（前年は約93.3%）であり、前年と比べて、審理期間は短縮する傾向にある。

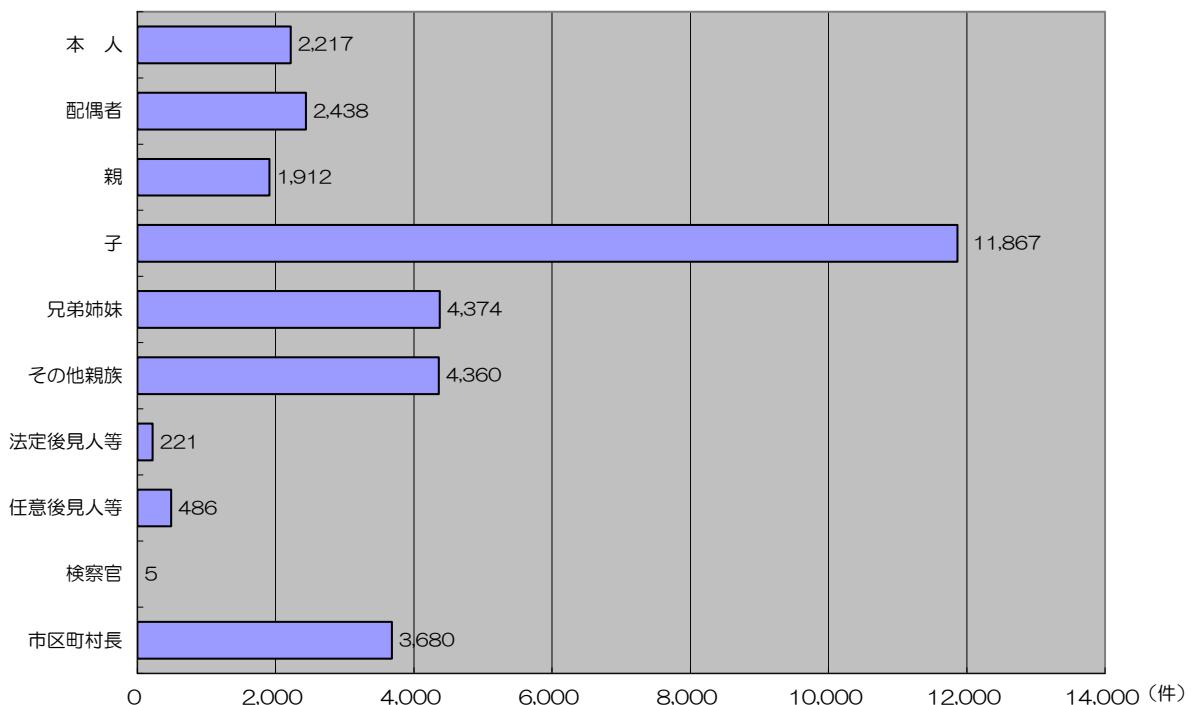
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4, 5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約37.6%を占め、次いで本人の兄弟姉妹が約13.9%となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは3,680件（全体の約11.7%）で、前年の3,108件（全体の約10.3%）に比べ、対前年比約18.4%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（31,560件）を母数としており、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（31,436件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 市区町村長申立件数（家庭裁判所管内別）

管 内	件 数
東 京	595
横 浜	333
さいたま	177
千 葉	199
水 戸	33
宇 都 宮	20
前 橋	42
静 岡	91
甲 府	23
長 野	44
新 湧	42
大 阪	338
京 都	106
神 戸	163
奈 良	53
大 津	44
和 歌 山	32
名 古 屋	121
津	48
岐 阜	40
福 井	16
金 沢	20
富 山	27

管 内	件 数
広 島	72
山 口	50
岡 山	169
鳥 取	16
松 江	37
福 岡	96
佐 賀	20
長 崎	14
大 分	11
熊 本	58
鹿 児 島	12
宮 崎	33
那 霸	17
仙 台	28
福 島	51
山 形	67
盛 岡	8
秋 田	5
青 森	39
札 幌	82
函 館	4
旭 川	10
釧 路	34
高 松	39
徳 島	18
高 知	23
松 山	60
総 数	3,680

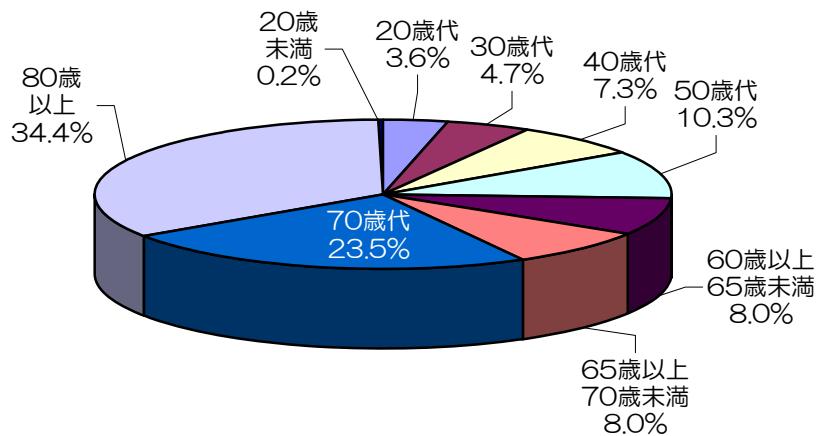
(注) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

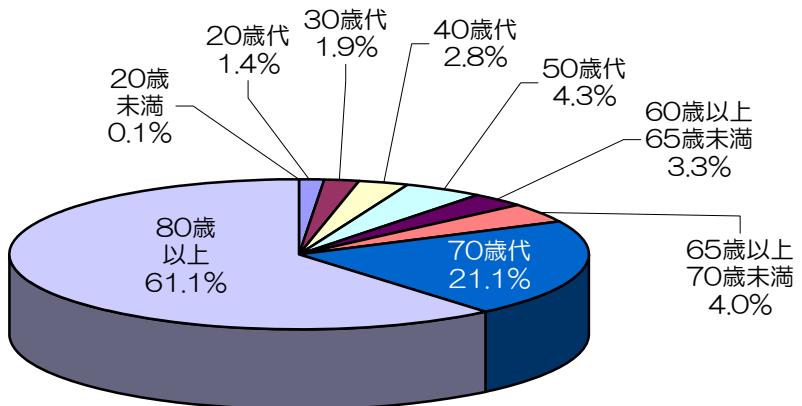
- 本人の男女別割合は、男性が約39.8%，女性が約60.2%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.4%を占め、次いで70歳代の約23.5%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約61.1%を占め、次いで70歳代の約21.1%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約65.9%を、女性では女性全体の約86.2%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

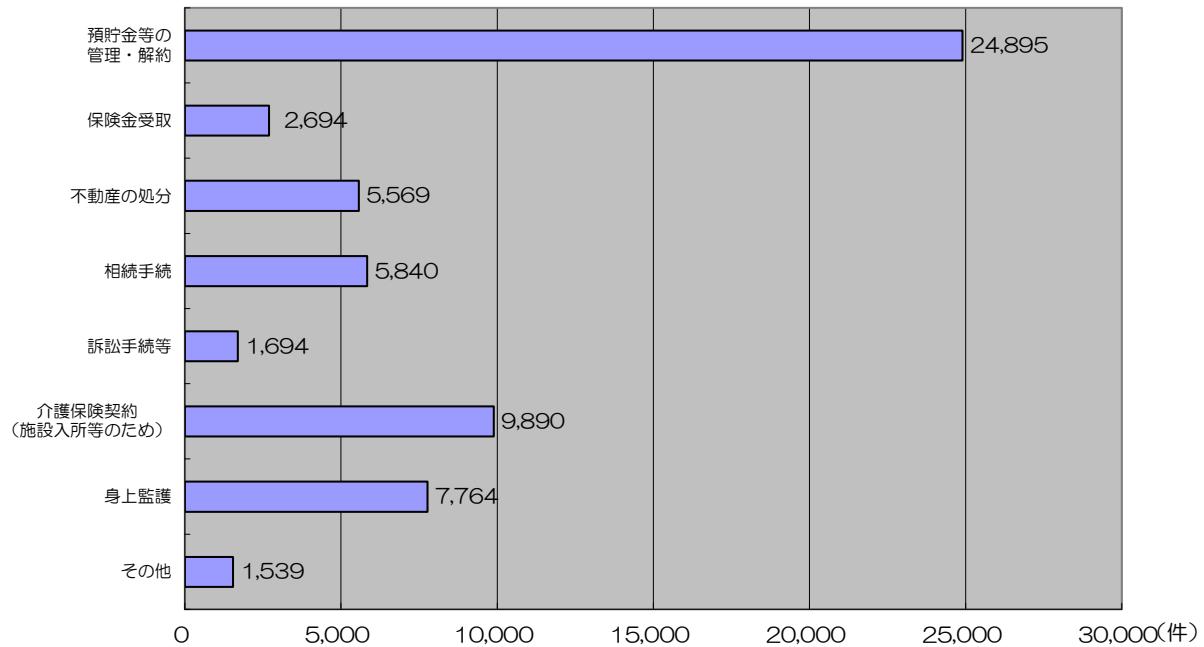


（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約（施設入所等のため）となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数



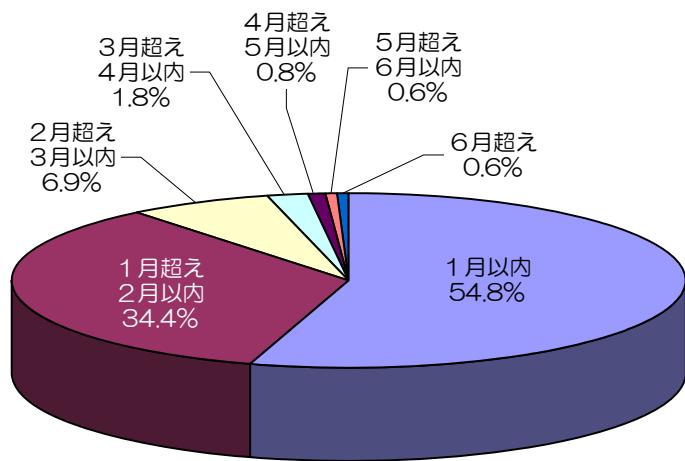
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（31,436件）とは一致しない。

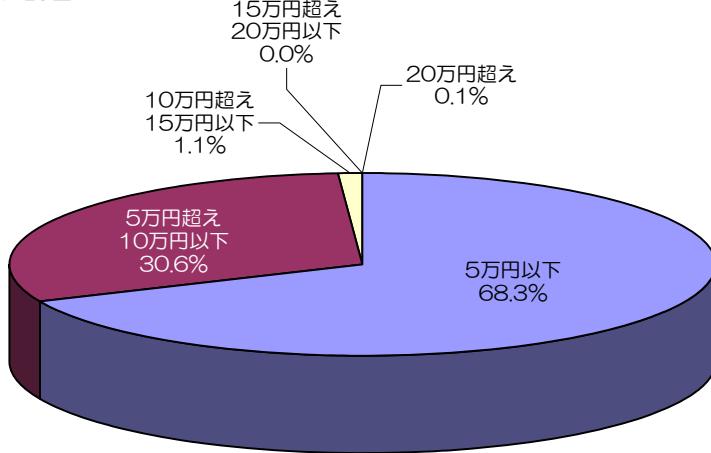
7 鑑定について（資料8, 9）

- 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約13.1%（前年は約17.7%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約54.8%（前年は約53.8%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約68.3%（前年は約66.9%）となっており、全体の約98.8%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約98.8%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



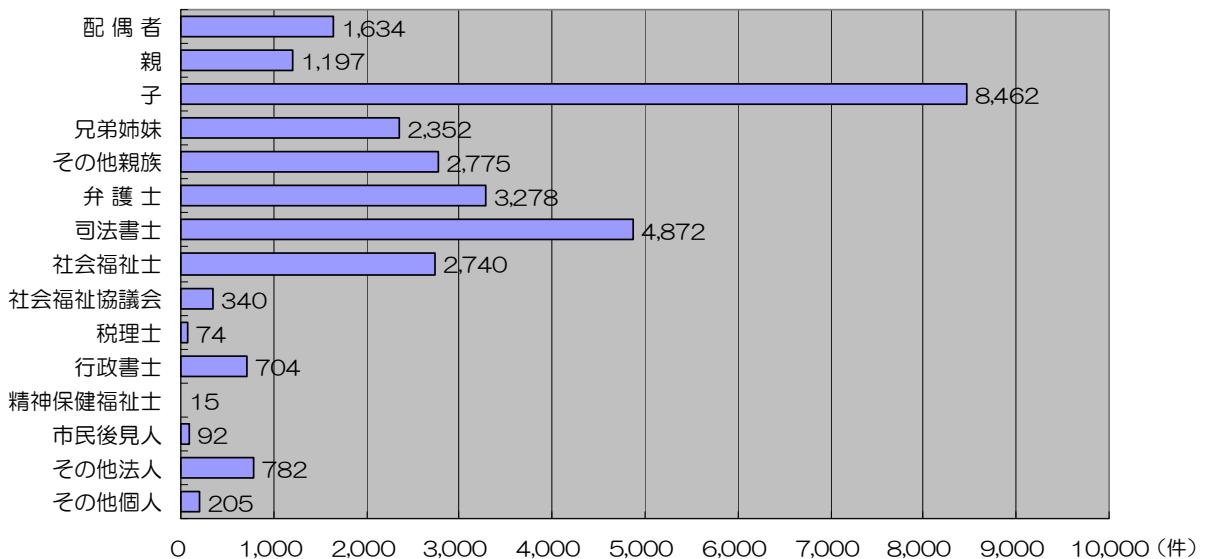
（資料9） 鑑定費用別割合



8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約55.6%（前年は約58.6%）を占めている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約44.4%（前年は約41.4%）であった。その内訳は、弁護士が3,278件（前年は2,918件）で、対前年比で約12.3%の増加、司法書士が4,872件（前年は4,460件）で、対前年比で約9.2%の増加、社会福祉士が2,740件（前年は2,553件）で、対前年比で約7.3%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（29,522件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（28,617件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

（注4） 弁護士、司法書士及び行政書士の数値は、弁護士法人123件、司法書士法人131件及び行政書士法人14件をそれぞれ含んでいる（税理士法人は0件であった。）。